

主な議案の質疑

副町長の選任について

問 前町長の退任に伴い、副町長も辞任するのが一般的と考える。再任の意図を問う。

答 町長 新しい風をふかすため、県庁から派遣選任・民間から選任などの任命方法もあるが、表面的な新しい風より行政内部をスムーズに進めていく事が任務と考

えている。私の公約を分析し予算積算し機構改革などを行った副町長の実績を評価した。県とのパイプは新市街地整備課長で十分だと認識している。

なお、採決は無記名投票の議員要求があり、投票の結果は賛成多数で可決。

下水道条例の一部を改正する条例

問 ①値上げの理由、②他市町の動向、③平均的な利用者の影響額、④下水道未接続の対応について問う。

答 ①汚水処理費用は、受益者の負担が原則。決算における汚水処理費用2億4,900万円に対し、使用料収入は1億8,100万円と7割程度で不足が生じている。この不足額を一般会計から繰り入れている現状にあり、今回の下水道使用料の改定で一般会計の繰入金を段階的に減額したい。②標準的家庭の一ヶ月あたり20㎡の使用料を比較すると松伏町1,850円、越谷市2,150円、吉川市1,700円、

三郷市1,450円となっている。③今回の改定率は8.6%で、年間影響額は全体で1,500万円、1世帯あたり平均1,800円の増額になる。④下水道接続率は85.1%。毎年接続勧奨の通知を送付している。今後も接続勧奨を継続していく。

問 今回の改定で約1,500万円増収となるので、約5,200万円の不足が生じる。今後も改定を続け最終的に帳尻を合わせるのか。

答 下水道使用料の見直しの間隔は、4年～5年が適当とされている。今回の算定期間は平成33年度までの4年間とする。

介護保険条例の一部を改正する条例

問 ①保険料を引き下げる努力がどのように行われたのか。介護保険の基金2億8,000万円をどう使うのか。要介護者の人数が計画より大幅に減少し、必要なサービス利用量も減少したがどのように反映したのか。②近隣自治体の保険料の状況は。③今回約2億8,000万円の基金を取り崩したが、月20円しか保険料が下がっていない。この点をどのように評価しているか。

答 ①基金を全額投入し、保険料を引き下げたが高齢化率は増加傾向にあり、自然増としてサービス費用は増えていくと考えている。②近隣市では、引き上げの方

向。③保険料の引き下げ要因が少ない中で引き下げることは、困難であった。消費税の増税や介護職員の処遇改善など、ある程度考慮した中で20円を引き下げた。

問 介護予防をどの程度評価しているか。もっと推進する考えはあるか。保険料の負担を下げる方向性はないのか。

答 介護予防事業は非常に大切だと認識している。介護保険料は、全国は9段階であるが、町は12段階に分けて所得の高い方から多めに保険料をかけさせていただき、低所得の方の保険料を救う側面があり、理解願いたい。